

武蔵野市立武蔵野芸能劇場の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 武蔵野市長 松下 玲子

武蔵野市立武蔵野芸能劇場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
武蔵野市立武蔵野芸能劇場
武蔵野市中町1丁目15番10号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団
武蔵野市吉祥寺北町5丁目11番20号
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案する。

(参考)

公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団の概要

1 設立

平成元年 9 月 29 日

2 基本財産

500,000,000円 (令和 4 年度中に事務手続を完了する予定)

3 代表者名

理事長 福島 文昭

4 構成 (公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団と公益財団法人武蔵野文化事業団とを合算した人数)

役員 17 人、職員 56 人、高年齢者再雇用職員 4 人、嘱託職員 103 人 (令和 3 年 12 月 1 日現在)

5 目的

市民に芸術文化、スポーツ、生涯学習等の活動に親しむ多様な機会を提供するとともに、市民自ら行う学習、活動、交流等を支援することにより、活力ある地域社会の実現と一人ひとりの生涯を通じた豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

6 管理又は業務の実績

(1) 公の施設の指定管理者としての管理の実績 (公益財団法人武蔵野文化事業団として)

公の施設の名称	指定の期間
武蔵野市立武蔵野公会堂	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで
武蔵野市立武蔵野市民文化会館	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで
武蔵野市立武蔵野芸能劇場	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで
武蔵野市立武蔵野スイングホール	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで
武蔵野市立吉祥寺美術館	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで
武蔵野市立松露庵	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで

武蔵野市立吉祥寺シアター	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで
武蔵野市立かたらいの道市民スペース	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで

(2) 公の施設の指定管理者としての管理の実績（公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団として）

公の施設の名称	指定の期間
武蔵野市立自然の村	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイス	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
武蔵野市立武蔵野陸上競技場	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
武蔵野市立武蔵野軟式野球場	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
武蔵野市立武蔵野庭球場	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
武蔵野市立武蔵野プール	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
武蔵野市立武蔵野総合体育館	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
武蔵野市立武蔵野温水プール	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
武蔵野市立緑町スポーツ広場	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
武蔵野市立吉祥寺図書館	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

(3) その他の施設における業務の実績

ア 武蔵野中央公園スポーツ広場における施設の管理業務

イ 武蔵野市立第四中学校温水プールにおける施設の管理業務

武蔵野市立武蔵野芸能劇場 事業計画書
(令和4年度から令和6年度まで)

開館時間	午前10時から午後11時まで
休館日等	毎週水曜日（祝日の場合は、直後の休日でない日）、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
配置予定職員数	4名
事業概要	<p>昭和59年11月からの運営ノウハウを活かし、管理運営、事業運営等を行う。</p> <p>施設の開館日、開館時間等の管理運営は、武蔵野市立武蔵野芸能劇場条例、武蔵野市立武蔵野芸能劇場条例施行規則等の市例規に従い、「武蔵野市文化振興基本方針」の理念に基づき、「武蔵野文化事業団中期計画」を基本的方針として運営していく。</p> <p>1 施設の管理運営</p> <p>(1) 施設使用の申込受付及び承認、使用料の納付受付等の管理運営</p> <p>(2) 利用調整等による市民等の施設利用の支援</p> <p>(3) 施設の日常的な保守及び維持管理</p> <p>(4) 施設の安全管理及び緊急時対応</p> <p>(5) その他当該施設の管理運営に必要な事項</p> <p>2 施設を活用した芸術文化振興事業等</p> <p>(1) 小劇場を活用した伝統文化等事業</p> <p>(2) ワークショップ、講演等事業</p> <p>(3) 公演事業等と連携したアウトリーチ等芸術文化事業</p> <p>3 その他の事業</p> <p>(1) 広報及び情報発信（施設利用、公演等事業、市政情報、関連文化情報等）</p> <p>(2) 各種訓練等災害対策への協力</p>